

# 和歌山県市町村職員共済組合 総合福祉共済制度「TOGETHER」 中途加入用読み替え表

2025年9月1日加入（本更新）時に使用した正規パンフレットを以下内容に読み替えて、  
2026年3月1日加入のパンフレットといたします。

以下内容をご確認いただきお申込みください。

なお、制度内容等詳細につきましては、必ず正規パンフレットをご参照ください。

意向確認 【ご加入前の ご確認】	【TOGETHER①・ TOGETHER②】	TOGETHER①・TOGETHER②は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。
	【総合医療プラン (先進医療型)】	総合医療プラン(先進医療型)は、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。給付金のお支払いに関する約款規定については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
	【総合医療プラン <基本型>】	基本型は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。
	【総合医療プラン <セット型>】	セット型は、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。
	【ケガ入通院プラン】	ケガ入通院プランは、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

・TOGETHER①:年金払特約付半年払保険料併用特約付こども特約付新・団体定期保険

・TOGETHER②:年金払特約付障害特約付新・団体定期保険

・総合医療プラン(先進医療型):家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険

・総合医療プラン(基本型):短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)

・総合医療プラン(セット型):医療保険

・ケガ入通院プラン:天災補償特約付入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(730日用)付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(総合補償型)

・制度内容等詳細については、パンフレットをご一読ください。

## 【制度内容に関するお問い合わせ先】

明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部法人営業第一部

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町1-6-15 明治安田生命備後町ビル8階

TEL 06-6208-5426

## 【お問い合わせ受付期間】

2025年11月18日(火)～12月3日(水) (9:00～17:00、土日祝除く)

MY-A-25-団-008598 MY-A-25-団-008599 MY-A-25-医-008600

MY-A-25-団医-008601 MY-A-25-C-680 MYG-A-25-医-681

商品	項目	正規パンフレット	記載ページ	読み替え内容
共通	申込締切日	2025年6月3日(火)	表紙	⇒ 2025年12月3日(水)
	責任開始期(加入日)	2025年9月1日(月)	表紙	⇒ 2026年3月1日(日)
	商品の名称	TOGETHER①・TOGETHER②・TOGETHER プラス・総合医療プラン(先進医療型)・総合医療 プラン<基本型+セット型>・ケガ入通院プラン・T OGETHER損保・所得補償プラン・重病克服プラン (健康応援型)・重病克服プラン(充実型)	p15~20	⇒ TOGETHER①・TOGETHER②・総合医療プラン(先進 医療型)・総合医療プラン<基本型+セット型>・ケガ入通 院プラン ※TOGETHERプラス・TOGETHER損保・所得補償プラン・ 重病克服プラン(健康応援型)・重病克服プラン(充実型) への中途加入はお取り扱いできません。
	加入資格 ご加入いただける方	-	p1~10, 16~20	⇒ 今回のご案内につきまして以下のお取り扱いはできませ んのでご注意願います。 ・既に本制度にご加入している方(配偶者・こどもを含みま す)の、コース(保険金額・給付金額)変更 ・既に本制度にご加入している方の、配偶者・こどもの追 加加入
	保険期間	2025年9月1日(月)～2026年8月31日(月)	p39,63, 71,75,79	⇒ 【TOGETHER①・TOGETHER②・総合医療プラン(先進 医療型)・総合医療プラン<基本型+セット型>・ケガ入通 院プラン】 2026年3月1日(日)～2026年8月31日(月)
	保険料	<全制度共通>毎月の給与から控除します。(初 回は9月から) <TOGETHER①>ボーナス払は年2回 (6月、12月)のボーナスから控除します。 (初回は12月から)	p21	⇒ 每月の給与から控除します。(初回は3月から)
	お申込み方法	【TOGETHER①・TOGETHER②・総合医療プラン (先進医療型)・総合医療プラン<基本型>・総合医療 プラン<セット型>・TOGETHER損保・所得補償 プラン・重病克服プラン(健康応援型)] 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご 提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出 がない場合は、自動更新として取り扱います。 【ケガ入通院プラン・TOGETHERプラス・重病克 服プラン(充実型)] 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご 提出ください。	裏表紙	⇒ 【TOGETHER①・TOGETHER②・総合医療プラン(先進医 療型)・総合医療プラン<基本型>・総合医療プラン<セット 型>・ケガ入通院プラン】 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出く ださい。 ご注意: 今回のご案内は、新規加入のご案内です。それ ぞれの制度について、既にご加入いただいている方のコース (保険金額・給付金額)変更およびご家族の追加加入のお 取り扱いはできませんので、ご注意願います。
	ボーナス給付の取扱 い	-	-	⇒ 半年払保険部分(ボーナス給付)への中途加入はお取扱 いできません。
TOGETHER①	保険期間	2025年9月1日～2026年8月31日	p61	⇒ 2026年3月1日～2026年8月31日
	保険料	月払保険料は毎月の給与から控除します。(初回 は9月分から)ボーナス払は年2回(6月、12月) のボーナスから控除します。(初回は12月分か ら)	p61	⇒ 每月の給与から控除します。(初回は3月から)
	配当金	この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金 が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みに なっています。	p61	⇒ この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた 場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。 (ただし、今回は2026年3月1日から2026年8月末日ま での6ヶ月にて収支計算を行ないます。)
	申込方法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご 提出ください。継続する場合は、自動更新となりま すので手続きは不要です。また、申込書の提出が ない場合も自動更新となります。	p61	⇒ 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出く ださい。 ご注意: 今回のご案内は、新規加入のご案内です。それ ぞれの制度について、既にご加入いただいている方のコース (保険金額)変更およびご家族の追加加入のお取り扱いは できませんので、ご注意願います。
	TOGETHER① TOGETHER② 総合医療プラン (先進医療型) 総合医療プラン <基本型>	記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出した ものであり、適用される保険料は記載の保険料と 異なる場合があります。また、今後の基礎率など の改定により保険料は改定されることがあります。	p45,65,72,77	⇒ 記載の保険料は、正規保険料です。 なお、今後の基礎率などの改定により保険料は改定さ れることがあります。
TOGETHER①	保険料	記載のこども支援コースの保険料は概算保険料 であって、正規保険料は申込締切後3ヶ月以内に 算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って 精算いたします。	p60	⇒ 記載の保険料は、正規保険料です。 なお、今後の基礎率などの改定により保険料は改定さ れることがあります。
総合医療プラン <セット型> ケガ入通院プラン		保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は 変動する可能性があります。	p78,79	⇒ 保険料は、確定保険料です。
TOGETHER① TOGETHER② 総合医療プラン <基本型>	配当金	1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場 合は配当金としてお支払いする仕組みとなっ ています。	p38	⇒ 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当 金としてお返しします。 (ただし、今回は2026年3月1日から2026年8月末日ま での6ヶ月にて収支計算を行ないます。)
		1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場 合は配当金としてお返します。	p21,39,63,75	